【外交防衛委員会】

(1) 審議概観

第153回国会において本委員会に付託された案件は、条約4件(うち衆議院継続3件)、 内閣提出法律案6件及び承認案件1件であり、条約4件を承認し、法律案6件を可決し、 承認案件1件を承認した。

また、本委員会付託の請願16種類149件のうち、3種類27件を採択した。

[条約及び法律案等の審査]

テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約は、人の死又は身体の重大な傷害等を引き起こす意図をもって、爆発物その他の致死装置を公共の用に供される場所等に、不法かつ故意に設置する行為等を犯罪とし、その犯罪についての国外犯を含む裁判権の設定等について規定するものであり、テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案は、条約を実施するため、爆発物その他の致死装置を使用する行為等についての処罰規定及びこれらの行為等に係る国外犯処罰規定を設けるなどの国内法整備を行うものである。委員会においては、両案件を一括して議題とし、条約締結と国内法整備の意義、我が国に所在する国外犯の犯人又は容疑者に対する捜査方法、テロリストの定義と包括テロ防止条約作成交渉における政府の姿勢、化学兵器・生物兵器テロ対処への取り組み状況等について質疑を行い、条約は全会一致をもって承認し、法律案は全会一致をもって原案どおり可決した。

1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表(日本国の譲許表)の修正及び 訂正に関する2000年11月27日に作成された確認書は、WTO協定に含まれている我が国の 譲許表に関し、米の関税化に伴う修正及び訂正を確認するものである。委員会においては、 我が国の譲許表の修正・訂正案に対するEU等の異議申立てと取下げ理由、米の関税化が 我が国農業に与える影響等について質疑を行い、討論の後、多数をもって承認した。

投資の促進及び保護に関する日本国とモンゴル国との間の協定及び投資の促進及び保護に関する日本国とパキスタン・イスラム共和国との間の協定は、いずれも我が国と両国との間の投資の促進及び保護を図るため、投資の許可に関する最恵国待遇、投資財産・事業活動等に関する最恵国待遇及び内国民待遇、収用等の措置がとられた場合の補償、送金の自由等について定めるものである。委員会においては、パキスタンの投資環境等について質疑を行い、モンゴルとの投資協定は全会一致をもって承認し、パキスタンとの投資協定は多数をもって承認した。

平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案(テロ対策特別措置法案)は、平成13年9月11日に米国で発生したテロリストの攻撃による脅威の除去に努めることにより、国連憲章の目的達成に寄与する諸外国の軍隊等の活動に対して、我が国が実施する措置等を定めるものであり、政府は協力支援活動、捜索救助活動、被災民救援活動等の対応措置を適切かつ迅速に実施すること、対応措置の実施は武力による威嚇又は

武力の行使に当たるものであってはならないこと、対応措置は戦闘行為が行われることの ない地域等で行うこと、対応措置を実施する際には閣議決定により基本計画を定め、国会 に報告すること、自衛隊が対応措置を開始した日から20日以内に国会に付議し、その対応 措置につき国会の承認を求めること、諸外国の軍隊等から申し出があった場合、円滑な活 動実施に必要な物品の無償貸付け又は譲与ができること、協力支援活動等を行っている自 衛官は、自己、自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、自己の管理下に入った者の生命・ 身体を防護するため、一定の要件に従って武器の使用ができること等を主な内容とするも のである。また、**自衛隊法の一部を改正する法律案**は、米国で発生したテロリストによる 攻撃等にかんがみ、自衛隊の施設又は駐留米軍の施設・区域の警護に万全を期するため、 自衛隊の行動として、自衛隊の部隊等による警護出動の制度を新設すること、通常時にお ける自衛隊施設警護のための武器使用規定を整備すること、武装工作員の事案等に効果的 に対応するため、治安出動下令前に武器を携行する自衛隊の部隊による情報収集の制度を 設けること、治安出動時に武装工作員等を鎮圧するために行う武器使用及び海上警備行動 時等における船舶停船のために行う武器使用について、それぞれ人に危害を与えたとして も違法性が阻却されるよう規定を整備すること、我が国の防衛上特に秘匿することが必要 な秘密を防衛秘密と指定し、これを漏えいした場合の罰則を設けること等を主な内容とす るものである。

委員会においては、以上の2法律案を一括して議題とし、まず、小泉総理を始め全大臣 出席のもと、国土交通委員会及び内閣委員会との連合審査会を開会し、本委員会に付託さ れた2法律案と国土交通委員会に付託された海上保安庁法の一部を改正する法律案につい て、2日間にわたり質疑を行った。次いで、公聴会を開会し、6名の公述人から意見を聴 取した後、改めて所管大臣に対する質疑を行い、さらに、小泉総理の出席を求めて質疑を 行った。

連合審査会及び委員会においては、我が国がテロ撲滅の国際行動に参加する理由、派遣自衛官の安全確保のための武器使用基準と携行武器の種類、米軍への協力支援活動と戦闘行動との関係、外国領域における陸上輸送から武器弾薬を除外した理由、基本計画に定める事項への所要経費の追加、国連中心主義によるテロ事件の解決、アフガニスタンの和平、復興に向けた我が国の役割、生物テロに対する国内対策、警護出動の対象、警護出動に際しての武器使用の態様、治安出動下令前の自衛隊出動の要件、警護出動に当たっての警察と自衛隊の役割分担、原子力発電所等を警護出動の対象外とした理由、防衛秘密の定義、防衛秘密規定がマスコミの取材活動や国政調査活動に及ぼす影響、一定期間が経過した防衛秘密の指定解除等について質疑を行った。

質疑終局の後、民主党・新緑風会の木俣理事より、テロ対策特別措置法案に対し、基本計画に定める事項に、対応措置の実施に必要な経費を加えるとともに、原則として自衛隊の部隊等が実施する対応措置の実施前に国会の承認を得なければならないこととする旨の修正案が提出された。

次いで、討論の後、順次採決を行い、テロ対策特別措置法案は、修正案を否決した後、 多数をもって原案どおり可決し、自衛隊法の一部を改正する法律案は、多数をもって原案 どおり可決した。なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議が行われた。 国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案は、防衛庁職員を国際機関等に派遣して従事させることができる業務として、国連の平和維持活動及び人道的精神に基づいて行われる地雷除去活動についての方針の策定、基準の設定、計画の作成等を追加するとともに、これらの業務は、政令で定める国連事務局の内部部局において行うものに限ることとするものである。委員会においては、国連PKO局に派遣する自衛官の人数及び期間、派遣によるメリット、PKO局軍事部に自衛官を派遣しなければならない理由等について質疑を行い、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて、当分の間、防衛庁の職員に特例一時金を支給すること等を定めるものである。 委員会においては、自営業の即応予備自衛官に対する給付金の支給等について質疑を行い、 討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案は、国際連合を中心とした国際平和のための努力に対して、適切かつ効果的に寄与するため、これまで我が国が行った国際平和協力業務の実施の経験等を踏まえ、主に次の3点に関して、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正しようとするものである。第1は、武器の使用に係る防衛対象に、自己と共に現場に所在するその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を加えること、第2は、自衛隊法第95条の適用除外を解除し、国際平和協力業務に従事する自衛隊の部隊等の自衛官に対し、武器等の防護のための武器の使用を認めること、第3は、自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務についての特例規定、いわゆる「PKF本体業務の凍結」規定を廃止することである。

委員会においては、我が国が参加したPKOの教訓と今回の法改正の理由、PKF本体業務の凍結を解除する理由、武器使用要件の緩和と憲法上禁止される武力行使との関係、PKO参加5原則の武器使用と自衛隊法第95条による武器等の防護のための武器使用との関係、東チモールPKOに参加する場合の停戦合意と受入国の同意、PKO参加5原則の見直し、PKO要員の教育訓練と派遣自衛隊員の処遇等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救援活動の各活動の実施に関し承認を求めるの件は、いわゆるテロ対策特別措置法に基づき、自衛隊の部隊等が協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救援活動の各活動を実施することについて、同法第5条第1項の規定により、国会の承認を求めるものである。

委員会においては、国会承認の求め方、自衛隊の活動に対するシビリアン・コントロールの確保、実施要項の非公開理由と国民への情報提供、派遣部隊の撤収手順と国会が撤収の判断をした場合の対応、艦船用燃料の譲与要請とその所要経費、米軍等による攻撃対象が拡大した場合の我が国の対応措置、派遣部隊に対する指揮・統制系統等について質疑を行い、討論の後、多数をもって承認した。

(2) 委員会経過

- 〇平成13年10月18日(木)(第1回)
 - ○理事を選任した。
 - ○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
 - o 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。

〇平成13年10月19日(金)(第2回)

○平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案(閣法第3号)(衆議院送付)について福田内閣官房長官から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員久間章生君から説明を聴き、

自衛隊法の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)について中谷防衛庁 長官から趣旨説明を聴いた。

- ○海上保安庁法の一部を改正する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)について国土交通委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。
- ○平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案(閣法第3号)(衆議院送付)

自衛隊法の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)

以上両案について内閣委員会及び国土交通委員会からの連合審査会開会の申し入れがあった場合はこれを受諾することを決定した。

また、両案の審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。

〇平成13年10月23日(火)

外交防衛委員会、国土交通委員会、内閣委員会連合審査会(第1回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応 して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施す る措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案(閣法 第3号)(衆議院送付)

自衛隊法の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)

海上保安庁法の一部を改正する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)

以上3案について修正案提出者衆議院議員久間章生君、小泉内閣総理大臣、田中外務大臣、中谷防衛庁長官、福田内閣官房長官、森山法務大臣、扇国土交通大臣、尾身沖縄及び北方対策担当大臣、平沼経済産業大臣、村井国家公安委員会委員長、坂口厚生労働大臣、片山総務大臣、遠山文部科学大臣、塩川財務大臣、津野内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〇平成13年10月24日(水)

外交防衛委員会、国土交通委員会、内閣委員会連合審査会(第2回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応 して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施す る措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案(閣法 第3号)(衆議院送付)

自衛隊法の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)

海上保安庁法の一部を改正する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)

以上3案について修正案提出者衆議院議員久間章生君、同上田勇君、小泉内閣総理 大臣、柳澤金融担当大臣、村井国家公安委員会委員長、中谷防衛庁長官、福田内閣 官房長官、扇国土交通大臣、田中外務大臣、塩川財務大臣、坂口厚生労働大臣、尾 身沖縄及び北方対策担当大臣、津野内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行 った。

○本連合審査会は今回をもって終了した。

〇平成13年10月25日(木)(第3回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応 して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施す る措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案(閣法 第3号)(衆議院送付)
 - 自衛隊法の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)

以上両案について修正案提出者衆議院議員久間章生君、福田内閣官房長官、中谷防 衛庁長官、田中外務大臣、津野内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〇平成13年10月25日(木)(公聴会第1回)

○平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応 して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施す る措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案(閣法 第3号)(衆議院送付)

白衛隊法の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)

以上両案について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。

元統合幕僚会議議長 西元 徹也君

財団法人国際開発センター主任研究員 田中 浩一郎君

大阪大学大学院教授 坂元 一哉君

弁護士 吉田 健一君

神奈川大学法学部教授 阿部 浩己君

新しい憲法をつくる国民会議理事 小林 正君

〇平成13年10月26日(金)(第4回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応 して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施す る措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案(閣法 第3号)(衆議院送付)

自衛隊法の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)

以上両案について修正案提出者衆議院議員久間章生君、同上田勇君、小泉内閣総理 大臣、田中外務大臣、中谷防衛庁長官、福田内閣官房長官、大村経済産業大臣政務 官、津野内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可 決した。

(閣法第3号) 賛成会派 自保、公明

反对会派 民主、共産、社民、自由

(閣法第4号) 賛成会派 自保、民主、公明

反対会派 共産、社民、自由

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

〇平成13年11月6日(火)(第5回)

○ テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件 (閣条第1号)(衆議院送付)について田中外務大臣から趣旨説明を聴き、

テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第20号)(衆議院送付)について森山法務大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成13年11月8日(木)(第6回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件 (閣条第1号)(衆議院送付)

テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第20号)(衆議院送付)

以上両案件について田中外務大臣、森山法務大臣、中谷防衛庁長官、杉浦外務副大 臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、

テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件 (閣条第1号)(衆議院送付)を承認すべきものと議決し、

テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第20号)(衆議院送付)を可決した。

(閣条第1号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由 反対会派 なし

(閣法第20号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由 反対会派 なし

○外務省人事及び機密費に関する件、北方領土交渉に関する件、テロ対策特措法の基本

計画に関する件、日本提案の核廃絶決議案に関する件、厚木基地の航空機騒音等に関する件、PKOに関する件、自衛隊の海外派遣に関する件、駐留軍用地特措法に関する件、沖縄米軍基地に関する件、集団的自衛権に関する件等について田中外務大臣、中谷防衛庁長官、杉浦外務副大臣、萩山防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〇平成13年11月15日(木)(第7回)

○国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第10号)(衆議院送付)

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第11号)(衆議院 送付)

以上両案について中谷防衛庁長官から趣旨説明を聴いた。

〇平成13年11月20日(火)(第8回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第10号)(衆議院送付)

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第11号)(衆議院送付)

以上両案について中谷防衛庁長官、田中外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、 討論の後、いずれも可決した。

(閣法第10号) 賛成会派 自保、民主、公明、自由 反対会派 共産、社民

(閣法第11号) 賛成会派 自保、民主、公明、社民、自由 反対会派 共産

○投資の促進及び保護に関する日本国とモンゴル国との間の協定の締結について承認を 求めるの件(第151回国会閣条第5号)(衆議院送付)

投資の促進及び保護に関する日本国とパキスタン・イスラム共和国との間の協定の締 結について承認を求めるの件(第151回国会閣条第6号)(衆議院送付)

1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表(日本国の譲許表)の修正及 び訂正に関する2000年11月27日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件 (第151回国会閣条第4号)(衆議院送付)

以上3件について田中外務大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成13年11月22日(木)(第9回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○投資の促進及び保護に関する日本国とモンゴル国との間の協定の締結について承認を 求めるの件(第151回国会閣条第5号)(衆議院送付)

投資の促進及び保護に関する日本国とパキスタン・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第151回国会閣条第6号)(衆議院送付)

1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表(日本国の譲許表)の修正及 び訂正に関する2000年11月27日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件

(第151回国会閣条第4号)(衆議院送付)

以上3件について田中外務大臣、中谷防衛庁長官、植竹外務副大臣、岩永(浩)農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

(閣条第5号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由 反対会派 なし

(閣条第6号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、自由 反対会派 社民

(閣条第4号) 賛成会派 自保、民主、公明、社民、自由 反対会派 共産

〇平成13年11月29日(木)(第10回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応 して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施す る措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法第5条第 1項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による協力支援活動、捜索救助活動及び被災民 救援活動の各活動の実施に関し承認を求めるの件(閣承認第1号)(衆議院送付)に ついて中谷防衛庁長官から趣旨説明を聴き、田中外務大臣、中谷防衛庁長官、福田内 閣官房長官、杉浦外務副大臣、林田財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、 討論の後、承認すべきものと議決した。

(閣承認第1号) 賛成会派 自保、民主、公明 反対会派 共産、社民、自由

〇平成13年12月3日(月)(第11回)

○国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第 28号)(衆議院送付)について中谷防衛庁長官から趣旨説明を聴いた。

〇平成13年12月4日(火)(第12回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第28号)(衆議院送付)について田中外務大臣、中谷防衛庁長官、福田内閣官房長官、 萩山防衛庁副長官、植竹外務副大臣、津野内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑 を行った。

〇平成13年12月6日(木)(第13回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第 28号)(衆議院送付)について福田内閣官房長官、田中外務大臣、中谷防衛庁長官、 杉浦外務副大臣、津野内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、 可決した。

(閣法第28号) 賛成会派 自保、民主、公明 反対会派 共産、社民、自由

- ○請願第1号外26件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決 定し、第24号外121件を審査した。
- ○外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- ○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨

テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結について承認 を求めるの件(閣条第1号)

【要旨】

この条約は、爆弾を使用したテロ事件が続発する中で、同様のテロ事件の抑止に関する 国際協力の必要性が強く認識されるようになったことを背景として、1997年(平成9年) 12月にニュー・ヨークで開催された国際連合の総会において採択されたものであり、前文、 本文24箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この条約の適用上、「爆発物その他の致死装置」とは、(1)死、身体の重大な傷害若しくは著しい物的損害を引き起こすように設計され又はそのような能力を有する爆発する 兵器若しくは装置又は焼夷兵器若しくは焼夷装置及び(2)毒性化学物質、生物剤、毒素 その他これらに類するもの、放射線又は放射性物質の放出、発散又は影響によって死、身体の重大な傷害若しくは著しい物的損害を引き起こすように設計され又はそのような能力を有する兵器又は装置をいう。
- 2 死若しくは身体の重大な傷害又は施設等の広範な破壊を引き起こす意図をもって、公 共の用に供される場所等に、不法かつ故意に、爆発物その他の致死装置を到達させ、設 置し若しくは爆発させる行為又は爆発物その他の致死装置から発散させる行為、その未 遂、そのような行為への加担等を犯罪とする。
- 3 締約国は、前記2の犯罪について、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにする。
- 4 締約国は、前記2の犯罪が自国の領域内で行われる場合、自国の船舶内又は航空機内 で行われる場合及び自国民によって行われる場合において当該犯罪についての自国の裁 判権を設定するため、必要な措置をとる。また、締約国は、容疑者が自国の領域内に所 在し、かつ、この条約の規定に従って裁判権を設定した他の締約国に当該容疑者を引き 渡さない場合において、自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。
- 5 犯人又は容疑者が領域内に所在する締約国は、状況によって正当であると認める場合 には、当該犯人又は容疑者の所在を確実にするため、自国の国内法により適当な措置を とる。
- 6 容疑者が領域内に所在する締約国は、自国の裁判権を設定した締約国に当該容疑者を 引き渡さない場合には、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。
- 7 前記2の犯罪は、締約国間の犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなされる。
- 8 締約国は、前記2の犯罪について行われる捜査、刑事訴訟又は犯罪人引渡しに関する 手続について、相互に最大限の援助を与える。

- 9 政治犯罪、政治犯罪に関連する犯罪又は政治的な動機による犯罪に関係することのみ を理由として、前記2の犯罪を根拠とする犯罪人引渡しの請求又は法律上の相互援助の 要請を拒否することはできない。
- 10 国際人道法の下で武力紛争における軍隊の活動とされている活動であって、国際人道 法によって規律されるものは、この条約によって規律されない。国の軍隊がその公務の 遂行に当たって行う行動であって、他の国際法の規則によって規律されるものは、この 条約によって規律されない。
- 11 この条約の解釈又は適用に関する紛争は、仲裁に付され又は国際司法裁判所に付託される。
- 12 この条約は、2001年(平成13年)5月23日に発効したが、発効後にこの条約を批准し、 受諾し若しくは承認し又はこれに加入する国については、その批准書、受諾書、承認書 又は加入書の寄託の後30日目の日に効力を生ずる。

1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する2000年11月27日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件(第151回国会閣条第4号)

【要旨】

この確認書は、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」に含まれている我が国の譲 許表に関し、米並びにこれを加工し及び(又は)調製した物品(以下「米等」という。) についての関税化の特例措置の適用の終了に伴う修正及び訂正を確認するためのものであ り、2000年(平成12年)11月27日、ジュネーヴにおいて世界貿易機関事務局により作成さ れた。

この確認書は、前文、本文、末文並びにこの確認書に附属する譲許表の修正及び訂正から成り、主な内容は次のとおりである。

1 本文

- (1) 第38表(日本国の譲許表)の修正及び訂正は、1980年(昭和55年)3月26日に関税及び貿易に関する一般協定(ガット)の締約国団が採択した譲許表の修正及び訂正のための手続に関する決定の規定により確定されたものであることを確認する。
- (2) この確認書に附属する譲許表の修正及び訂正は、我が国が世界貿易機関事務局長にあてた通告書に従って効力を生ずる。
- 2 第38表の日本国の譲許表の修正及び訂正
 - (1) 米等について、譲許税率を1999年(平成11年)4月1日から適用する。当該譲許税率は、基準税率を1キログラムにつき402円(品目により1キログラムにつき442円)、最終税率を1キログラムにつき341円(品目により1キログラムにつき375円)として、1995年(平成7年)4月1日に開始し2001年(平成13年)3月31日に終了する実施期間を通じて関税の引下げが毎年均等に分割して実施されていたならば適用されたであるうものを適用する。
 - (2) 米等を「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」の附属書に含まれている「農業に関する協定」第5条の規定に基づく特別セーフガード(一定の条件の下における追

加の関税の賦課)措置をとることができる農産品として指定する。

(3) 米等についての最小限度のアクセス機会に係る割当数量を、1999年(平成11年(我が国の場合会計年度)) 64万4,300トン(精米換算数量)、2000年(平成12年(我が国の場合会計年度)) 68万2,200トン(精米換算数量)とする。

投資の促進及び保護に関する日本国とモンゴル国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第151回国会閣条第5号)

【要旨】

この協定は、我が国とモンゴル国との間の経済的協力を強化し、かつ、投資の促進及び保護を通じて両国間における資本及び技術の交流を促進することを目的として、2001年(平成13年)2月15日に東京で署名されたものである。この協定は、前文、本文17箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す議定書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 1 投資家は、投資の許可及び投資の許可に関連する事項に関し、最恵国待遇が与えられる。
- 2 投資家は、投資財産、収益及び投資に関連する事業活動に関し、最恵国待遇及び内国 民待遇が与えられる。
- 3 投資家は、裁判を受け及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、内国民待遇及 び最恵国待遇が与えられる。
- 4 投資家の投資財産及び収益は不断の保護及び保障を受け、公共のため等一定の要件を 満たす場合を除き、収用、国有化等の対象としてはならない。投資家は、これらの事項 に関し、内国民待遇及び最恵国待遇が与えられる。
- 5 投資家は、敵対行為の発生等による投資財産、収益等に対する損害に関連してとられる措置に関し、内国民待遇及び最恵国待遇が与えられる。
- 6 締約国又はその指定する機関による保険契約等に基づく請求権等の代位を承認する。
- 7 投資家は、両締約国間及び自国と第三国との間の送金等の自由を保証される。
- 8 投資から生ずる一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の法律上の紛争が友好的 な協議により解決されない場合には、当該紛争は、投資家の要請に基づき、投資紛争解 決条約の規定による調停又は仲裁若しくは投資紛争解決国際センターに係る追加的な制 度についての規則に基づく調停又は仲裁、又は国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則 に基づく仲裁のいずれか一方に付託される。また、この協定の解釈又は適用に関する両 締約国間の紛争は、仲裁委員会に付託される。
- 9 投資に関連し又は影響を及ぼす法令等は速やかに公表する。
- 10 現地調達についての要求又は輸出若しくは輸入の制限に該当する措置その他の貿易に 関連する投資措置であって、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定に適合しないもの はとってはならない。
- 11 この協定の目的を達成するために合同委員会を設置する。
- 12 この協定は、発効後10年間効力を有し、その後は、1年前の書面による予告により終了する時まで引き続き効力を有する。

投資の促進及び保護に関する日本国とパキスタン・イスラム共和国との間 の協定の締結について承認を求めるの件(第151回国会閣条第6号)

【要旨】

この協定は、我が国とパキスタン・イスラム共和国との間の経済的協力を強化し、かつ、 投資の促進及び保護を通じて両国間における資本及び技術の交流を促進することを目的と して、1998年(平成10年)3月10日に東京で署名されたものである。この協定は、前文、 本文14箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す議定書から成り、主な内容は次のと おりである。

- 1 投資家は、投資の許可及び投資の許可に関連する事項に関し、最恵国待遇が与えられる。
- 2 投資家は、投資財産、収益及び投資に関連する事業活動に関し、最恵国待遇及び内国 民待遇が与えられる。
- 3 投資家は、裁判を受け及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、内国民待遇及 び最恵国待遇が与えられる。
- 4 投資家の投資財産及び収益は不断の保護及び保障を受け、公共のため等一定の要件を 満たす場合を除き収用、国有化等の対象としてはならない。投資家は、これらの事項に 関し、内国民待遇及び最恵国待遇が与えられる。
- 5 投資家は、敵対行為の発生等による投資財産、収益等に対する損害に関連してとられる措置に関し、内国民待遇及び最惠国待遇が与えられる。
- 6 締約国又はその指定する機関による保険契約等に基づく請求権等の代位を承認する。
- 7 投資家は、両締約国間及び自国と第三国との間の送金等の自由を保証される。
- 8 投資から生ずる一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の法律上の紛争が友好的 な協議により解決されない場合には、当該紛争は、投資家の要請に基づき、投資紛争解 決条約の規定に従い調停又は仲裁に付託される。また、この協定の解釈又は適用に関す る両締約国間の紛争は、仲裁委員会に付託される。
- 9 この協定は、発効後10年間効力を有し、その後は、1年前の書面による予告により終了する時まで引き続き効力を有する。

平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃 等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対し て我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に 関する特別措置法案(閣法第3号)

【要旨】

本法律案は、平成13年9月11日にアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃が国際連合安全保障理事会決議第1368号において国際の平和及び安全に対する脅威と認められたこと等を踏まえ、我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与するため、当該攻撃によってもたらされている脅威の除去に努めることにより国際連合憲章の目的の達成に寄与する諸外国の軍隊等の活動に対して我が国が実施する措置、関連する国際連合決議等に基づき我が国が人道的精神に基づい

て実施する措置、これらの措置の実施の手続その他の必要な事項を定めるものであって、主な内容は次のとおりである。

- 1 政府は、協力支援活動、捜索救助活動、被災民救援活動その他の必要な措置(以下「対応措置」という。)を適切かつ迅速に実施することにより、国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与し、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に努める。
- 2 対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない。
- 3 対応措置は、我が国領域及び現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる公海及びその上空並びに外国の領域(当該外国の同意がある場合に限る。)において実施する。
- 4 協力支援活動は、諸外国の軍隊等に対する物品及び役務の提供、便宜の供与その他の 措置であって、我が国が実施するものをいう。協力支援活動として行う自衛隊に属する 物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、補給、輸送、修理及び整備、医療、通信、 空港及び港湾業務並びに基地業務とする。なお、物品の提供には、武器・弾薬を含まな い。
- 5 捜索救助活動は、諸外国の軍隊等の活動に際して行われた戦闘行為によって遭難した 戦闘参加者の捜索又は救助を行う活動(輸送を含む。)であって、我が国が実施するも のをいう。
- 6 被災民救援活動は、テロ攻撃に関連し、国際連合等の決議又は要請に基づき、被災民 の救援のために実施する食糧、衣料、医薬品等の輸送、医療等の活動であって、我が国 が実施するものをいう。
- 7 内閣総理大臣は、対応措置を実施することが必要な場合には、基本計画につき閣議の決定を求める。
- 8 対応措置を外国の領域で実施する場合には、当該外国と協議して、実施する区域の範囲を定める。
- 9 防衛庁長官は、協力支援活動、捜索救助活動又は被災民救援活動を実施する区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定める要件を満たさないものとなった場合には、速やかに、実施区域の指定を変更し、又は活動の中断を命じなければならない。自衛隊の部隊等の長等は、当該活動を実施している場所の近傍において、戦闘行為が行われるに至った場合又は戦闘行為が行われることが予測される場合には、当該活動の実施を一時休止し又は危険を回避しつつ、実施区域の変更又は活動の中断の命令を待つ。
- 10 内閣総理大臣及び各省大臣等は、諸外国の軍隊等又は国際連合等から申出があった場合において、その活動の円滑な実施に必要な物品(武器・弾薬を除く。)を無償で貸し付け、又は譲与することができる。
- 11 内閣総理大臣は、基本計画の決定又は変更があったときはその内容等を、基本計画に 定める対応措置が終了したときはその結果を、遅滞なく、国会に報告しなければならな い。
- 12 協力支援活動、捜索救助活動又は被災民救援活動の実施を命ぜられた自衛官は、自己、 自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、同じく自己と共に現場に所在する者であって その職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得

ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができる。

- 13 この法律は、公布の日から施行し、施行日から2年後に効力を失う。ただし、その日より前に、対応措置を実施する必要がないと認められる場合には、速やかに廃止する。 また、必要がある場合には、別に法律で定めるところにより、2年以内の期間を定めて 効力を延長することができる。
 - なお、衆議院において、次の修正が行われた。
- 1 内閣総理大臣は、自衛隊の部隊等が実施する協力支援活動、捜索救助活動又は被災民 救援活動については、これらの対応措置を開始した日から20日以内に国会に付議し、これらの対応措置の実施につき国会の承認を求めなければならない。
- 2 協力支援活動として行う自衛隊による役務の提供のうち、物品の輸送には、外国の領域における武器・弾薬の陸上輸送を含まない。

【附带決議】

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 テロ根絶に対する我が国の主体的な外交努力を一層進めるとともに、国連を中心とした国際的な枠組みの構築に努めること。
- 2 国民生活及び経済システムなどがテロによって脅かされることのないよう、包括的な テロ対策を講ずるとともに、あわせて邦人保護、テロ資金源根絶対策等に万全を期する こと。
- 3 アフガニスタンの和平と復興のために積極的なイニシアティブをとること。
- 4 自衛隊の派遣については、派遣先の状況の推移を十分に踏まえ、実施すること。
- 5 国会の承認の付議については、対応措置の実施を自衛隊の部隊等に命じた日から20日 以内であっても、可能な限り速やかに求めること。

右決議する。

自衛隊法の一部を改正する法律案(閣法第4号)

【要旨】

本法律案は、平成13年9月11日にアメリカ合衆国で発生したテロリストによる攻撃等にかんがみ、自衛隊の施設並びに駐留米軍の施設及び区域に対する自衛隊の部隊等による警護出動の制度の新設、治安出動下令前の武器を携行する部隊による情報収集の制度の整備、武装工作員等の事案や不審船の事案に効果的に対応するための武器使用権限等の整備、我が国の防衛上特に秘匿することが必要な秘密を防衛秘密に指定し、それを漏えいした場合の罰則の整備等を図るものであり、主な内容は次のとおりである。

- 1 自衛隊の施設等の警護
 - (1) 内閣総理大臣は、本邦内にある自衛隊の施設並びに駐留米軍の施設及び区域に対する破壊行為等による被害を防止するため特別の必要があると認めるときは、自衛隊の警護出動を命ずることができる。この場合、内閣総理大臣は、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴くとともに、防衛庁長官と国家公安委員会との間で協議をさせた

上で、警護を行うべき施設又は区域及び期間を指定しなければならない。また、警護 の必要がなくなったと認める場合には、指定した期間内であっても、速やかに、部隊 等の撤収を命じなければならない。

- (2) 警護出動を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法の規定を準用する。
- (3) 警護出動を命ぜられた部隊等の自衛官は、職務上警護する施設が大規模な侵害を受ける明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がないと認める相当の理由があるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。
- (4) 前記(2)及び(3)の権限は、当該施設又は施設及び区域の外部においても行使することができる。
- (5) 警護出動を命ぜられた部隊等の自衛官が武器を使用するには、正当防衛又は緊急避難に該当する場合を除き、当該部隊指揮官の命令によらなければならない。
- (6) 自衛官は、本邦内にある自衛隊の施設であって、自衛隊の武器、弾薬、船舶、航空機、液体燃料等を保管、収容、整備するための施設設備、営舎、港湾、飛行場に係る施設設備が所在するものを職務上警護するに当たり、当該職務を遂行するため又は自己若しくは他人を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、当該施設内において、武器を使用することができる。その場合には、正当防衛又は緊急避難に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
- 2 武装工作員等の事案及び不審船の事案への対処
 - (1) 防衛庁長官は、治安出動命令が発せられること及び小銃、機関銃等の武器を所持した者による不法行為が行われることが予測される場合において、情報の収集を行うため特別の必要があると認めるときは、国家公安委員会と協議の上、内閣総理大臣の承認を得て、武器を携行する自衛隊の部隊に当該者が所在すると見込まれる場所及びその近傍において当該情報の収集を行うことを命ずることができる。当該情報の収集に従事する自衛官は、自己又は自己と共に当該職務に従事する隊員の生命又は身体の防護のため武器を使用することができる。その場合には、正当防衛又は緊急避難に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
 - (2) 治安出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が事態に応じ合理的に必要と判断される限度 で武器を使用し、結果として人に危害を与えたとしてもその違法性が阻却される場合 として、小銃、機関銃(機関けん銃を含む。)、砲、化学兵器、生物兵器等の武器を所 持し、又は所持していると疑うに足りる相当の理由のある者が暴行又は脅迫をし又は する高い蓋然性があり、武器を使用するほか、他にこれを鎮圧し、又は防止する適当 な手段がない場合を追加する。
 - (3) 海上警備行動時等において、適確な立入検査を実施する目的で船舶の進行の停止を 繰り返し命じても乗組員等がこれに応ぜずなお抵抗し、又は逃亡しようとする場合、 防衛庁長官が一定の要件に該当する事態であると認めたときは、当該船舶の進行を停止させるために海上警備行動等を命ぜられた海上自衛隊の自衛官は武器を使用することができる。その結果として人に危害を与えたとしてもその違法性が阻却される。

3 秘密保全のための罰則強化

防衛庁長官は、自衛隊についての秘密事項のうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるものを防衛秘密として指定し、当該秘密の指定の方法等について定め、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、防衛庁の職員以外の一定の者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。防衛秘密を取り扱うことを業務とする者が業務上知得した防衛秘密を漏えいした場合等の処罰規定を設ける。

4 施行期日

本法律は、公布の日から施行する。ただし、前記3は公布の日から起算して1年を超 えない範囲内で政令で定める日から施行する。

【附带決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 1 公共の安全と秩序の維持に関する責任は、第一義的に警察が担うとの原則を改めて確認し、いやしくも、この原則を逸脱することのないよう配慮すること。
- 2 自衛隊の部隊等による警護出動は、治安出動に至らない事態の下における自衛隊の活 用という視点から、必要に応じ今後検討すること。
- 3 防衛秘密の指定、漏えいした場合の刑罰適用については、憲法に定める基本的人権を 侵害することがないよう運用すること。

右決議する。

国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第10号)

【要旨】

本法律案は、近い将来予定されている国際連合事務局における平和維持活動に対する体制強化等にかんがみ、国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律の規定に基づき防衛庁職員を派遣して従事させることができる業務として、国際連合事務局の内部部局であって政令で定めるものにおいて行う次の業務を追加することを内容とするものである。

- 1 国際連合の平和維持活動の方針の策定又は当該活動の基準の設定若しくは計画の作成を行うこと。
- 2 人道的精神に基づいて行われる地雷の除去に関する活動の援助の方針の策定、当該活動が円滑に行われるための基準の設定若しくは計画の作成又は当該活動に対する資金の 供与を行うこと。
- 3 1 又は2の業務の遂行に必要な交渉若しくは調整又は調査若しくは研究を行うこと。
- 4 1、2又は3の業務の管理を行うこと。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第11号) 【要旨】

本法律案は、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の例に準じて、防衛庁職員の給与の改定を行うものであり、当分の間、各年度の3月1日に在職する指定

職職員等以外の職員に対し、原則として3,756円の特例一時金を支給すること等を定める ものである。

テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第20号)

【要旨】

本法律案は、テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約を締結するため、公共の用に供する場所等において、人の死亡又は身体の重大な傷害等を引き起こす意図で、爆発物その他の致死装置を使用する行為等についての処罰規定及びこれらの行為等に係る国外犯処罰規定を設ける等の国内法整備を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 爆発物取締罰則、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、火炎びんの使用等の処罰に関する法律、細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律(以下「生物兵器禁止法」という。)、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(以下「化学兵器禁止法」という。)及びサリン等による人身被害の防止に関する法律について、所要の国外犯処罰規定を設ける。
- 2 生物兵器禁止法を改正し、生物兵器又は毒素兵器を使用して、当該兵器に充てんされた生物剤又は毒素を発散させる行為及び生物剤又は毒素をみだりに発散させて人の生命、身体又は財産に危険を生じさせる行為に対する処罰規定を設ける。
- 3 化学兵器禁止法を改正し、毒性物質又はこれと同等の毒性を有する物質をみだりに発 散させて人の生命、身体又は財産に危険を生じさせる行為に対する処罰規定を設ける。
- 4 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律を改正し、みだりに取り扱う ことによる放射線の発散罪等について、その対象物質を核燃料物質全般及び核燃料物質 によって汚染された物に拡大する。
- 5 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律を改正し、放射性同位元素を 装備している機器等をみだりに操作すること等による放射線の発散罪について、人の財 産に危険を生じさせた場合にも拡大する。
- 6 この法律は、テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約が日本国について効 力を生ずる日から施行する。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律 案(閣法第28号)

【要旨】

本法律案は、国際連合を中心とした国際平和のための努力に対して適切かつ効果的に寄与するため、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律について、「武器の使用による防衛対象の拡大」、「自衛隊法第95条の適用除外の解除」及び「自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務についての特例規定の廃止」の3点に関して改正を行うものであり、主な内容は次のとおりである。

- 1 武器の使用に係る防衛対象に、自己と共に現場に所在するその職務を行うに伴い自己 の管理の下に入った者の生命又は身体を加える。
- 2 自衛隊法第95条の適用除外を解除し、国際平和協力業務に従事する自衛隊の部隊等の 自衛官に対し、武器等の防護のための武器の使用を認める。
- 3 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務についての特例規定(いわゆる「国際連合平 和維持隊本体業務の凍結」規定)を廃止する。
- 4 この法律は、公布の日から施行する。ただし、武器の使用に係る改正規定は、公布の 日から起算して1月を経過した日から施行する。

平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救援活動の各活動の実施に関し承認を求めるの件(閣承認第1号)

【要旨】

本承認案件は、平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる 攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国 が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法に基 づき、自衛隊の部隊等が協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救援活動の各活動を実施 することについて、同法第5条第1項の規定により、国会の承認を求めようとするもので ある。

なお、当該活動を外国の領域で実施する場合の当該外国は、以下のとおりである。

1 協力支援活動

米国、英国、オーストラリア並びにインド洋(ペルシャ湾を含む。以下同じ。)の沿岸及び我が国の領域からこれに至る地域に所在する経由地、人員の乗降地又は物品の積卸地となる国。

2 搜索救助活動

1に掲げる協力支援活動を実施する国及び3に掲げる被災民救援活動を実施する国(インド洋の沿岸に所在する国に限る。)。

3 被災民救援活動

パキスタン並びにインド洋の沿岸及び我が国の領域からこれに至る地域に所在する経 由地となる国。

(4) 付託議案審議表

・条約 (4件)

番号	件 名	先議院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付託	委員会 議 決	本会議 議 決
1	テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の 締結について承認を求めるの件	衆	13. 10. 30	13. 11. 6	13. 11. 8 承認	13. 11. 9 承認	13. 10.30 テロ防止	13. 11. 1 承認	13. 11. 2 承認
151 □ 4	1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38 表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する2000年11 月27日に作成された確認書の締結について承認を求め るの件	衆	3. 9	11. 19	11.22 承認	11.26 承認	9, 27 外務	11. 9	11.13 承認
151 回 5	投資の促進及び保護に関する日本国とモンゴル国との 間の協定の締結について承認を求めるの件	衆	3. 1 9	11. 16	11.22 承認	11.26 承認	9.27 外務	11. 9 承認	11.13 承認
151 回 6	投資の促進及び保護に関する日本国とパキスタン・イ スラム共和国との間の協定の締結について承認を求め るの件	衆	3. 19	11. 16	11.22 承認	11.26 承認	9.27 外務	11. 9	11. 13 承認

・内閣提出法律案(6件)

番号	件名	先議院	提出月日	参 議 院			衆議院			
				委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	
3	平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連す	衆	13. 10. 5	13. 10. 19	13. 10.26 可決 附帯	13. 10.29 可決	13. 10.10 テロ防止	13. 10.16 修正 附帯	13. 10.18 修正	
	る国際連合決議等に基づく人道的措置に関する 特別措置法案		13. 10.13. 10.	. 19 参本会 . 29 福山哲	議趣旨説 前郎君外 2 :	明 ○13.10 名修正案提	0.10 衆本会 計 10.29	委議 13. 10. 16 10. 16 10. 16 10. 16 10. 16 11. 可 11. 可 11. 可 11. 可 11. 可 11. 可 12. 分 12. 分 11. 可 13. 可 11. 可 14. 可 11. 可 15. 可 11. 可 16. 可 11. 可 11. 可 11. 可 12. 可 11. 可 13. 可 11. 可 14. 可 12. 可 15. 可 12. 可 16. 可 12. 可 17. 可 12. 可 18. 可 12. 可 19. 可 12. 可 11. 可 12. 可 12. 可 12. 可 12. 可 12. 可 13. 可 12. 可 14. 可 12. 可 15. 可 12. 可 16. 可 12. 可 17. 可 12. 可 18. 可 12. 可 19. 可 12. 可 11. 可 12. 可 12. 可 12. 可 12. 可 12. 可 13. 可	期	
4	自衛隊法の一部を改正する法律案	衆	10. 5	10. 19	10.26 可決 附帯	10.29 可決	10.10 テロ防止		10.18 可決	
			o 13. 10.	. 19 参本会	議趣旨説	明 013.10). 10 衆本会	議趣 旨説明	明	
10	国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等 に関する法律の一部を改正する法律案	衆	10. 19	11. 14	11.20 可決	11.21 可決	10.30 安全保障		11. 8 可決	
11	防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改 正する法律案	衆	10. 19	11. 14	11. 20 可決	11. 21 可決	10.30 安全保障		11. 8 可決	
20	テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際 条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律 案	衆	10, 30	11. 6	11. 8 可決	11. 9 可決	10.30 テロ防止		11. 2 可決	
28	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する	衆	11. 20	12. 3	12. 6 可決	12. 7 可決	11.22 安全保障		11.30 可決	
	法律の一部を改正する法律案		013. 13	2.3 参本会	議趣旨説	明 ○13.11	1.22 衆本会	可決 11. 6 可決 11. 6 可决 11. 1 可决 11. 29	明	

(注) 修正 修正議決 附帯 附帯決議

・国会の承認を求めるの件(1件)

307 .	件名	先	提出月日	参	s 議 院	1	衆議院		
番号		先議院		委員会 付託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付託	委員会 議 決	本会議 議 決
1	平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成の措置及び関連である国際連合決議等に基項の規定に基づき、1年間、1年間、1年間、1年間、1年間、1年間、1年間、1年間、1年間、1年間	衆	13. 11. 22	13. 11. 28	13. 11. 29 承認	13. 11.30 承認	13. 11. 22 テロ防止	13. 11.26 承認	13. 11.27 承認